

岩手県告示第166号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 気仙川水系小股川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年3月1日
- 3 廃川敷地等の位置 気仙郡住田町世田米字小股350番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1129.69平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。